

「市営住宅の修繕取扱要領」一部改正（案）の概要

建築住宅局住宅管理課

1. 主旨

本市営住宅における本市と入居者の修繕費負担区分については、公営住宅法第21条（修繕の義務）及び市営住宅条例第32条（入居者の費用負担）に基づき、「市営住宅の修繕取扱要領」を定めていますが、このたび本要領の改正を行なうこととしました。

2. 改正（案）の概要

（1）負担区分を入居者から市へ変更する項目

①給湯器の修繕、②トイレ陶器部の取替、③浴槽の修繕、④玄関ドアのドアクローザー及び蝶番（開閉調整含む）、⑤シングルレバー混合水栓の取替

※いずれも市設置分に限ります。

（2）新設する項目

①インターフォン（市設置分に限り市負担）

3. 改正する基準の施行予定日

令和3年8月1日